

## 群馬県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣 旨)

**第1** この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第37条の規定により知事が委嘱する群馬県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委 嘱)

**第2** 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 満18歳以上の者
  - (2) 群馬県内に在住若しくは在勤又は在学の者
  - (3) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- 2 推進員は、群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第2条第2号又は第3号に規定する者(暴力団員、暴力団員等)であってはならない。
- 3 知事は、推進員を委嘱するにあたり、公募による候補者の募集又は市町村長若しくは群馬県地球温暖化防止活動推進センター長(以下「センター長」という。)に対し、候補者の推薦を依頼することができる。
- 4 知事は、地球温暖化対策を担当する市町村職員及び、市町村長又はセンター長の推薦する団体の長を推進員として委嘱することができる。
- 5 推進員は、第7に定める活動報告のある者に限り再委嘱することができる。
- 6 知事は、第1項の委嘱及び前項の再委嘱並びに第5第2号又は第3号に定める交代した場合は、委嘱状(様式第1号)を交付する。

(委嘱期間)

**第3** 推進員の委嘱期間は二年間を基本とする。

- 2 第5第2号又は第3号に該当する場合、後任の推進員は前任の推進員の残任期間とする。

(委嘱の取り消し)

**第4** 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合、推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が、相当期間にわたり活動を行っていないと認められるとき。
  - (2) 推進員が、相当期間にわたり活動を行うことができないと認められるとき。
  - (3) 推進員が、県又は推進員に対する信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしたと認められるとき。
  - (4) 推進員が、第2第2項に該当する者と認められたとき。
  - (5) その他推進員として不適任と認められたとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、推進員の委嘱を取り消すものとする。
- (1) 推進員が死亡したとき。
  - (2) 第2第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 推進員本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき。

(変更届の提出)

**第5** 推進員は、次の事項のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、現住所、職業、勤務先等又は保有する環境・エネルギー関連の資格等に変更があった場合
- (2) 地球温暖化対策を担当する市町村職員が交代した場合
- (3) 市町村長又はセンター長の推薦をうけた団体の長が交代した場合

(活動)

**第6** 推進員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のため必要な助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供、その他の協力をすること。
- (4) その他温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために国又は地方公共団体が行う施策に要請に応じて必要な協力をすること。

(活動報告)

**第7** 推進員は、年間の活動実績等について、知事に報告するものとする。

(地区代表者)

**第8** 別表に定める各地区について、推進員の自主的取組のため、地区代表者を置くことができるものとする。

(守秘義務)

**第9** 推進員は、その活動において知り得た個人情報等を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

(身分)

**第10** 推進員は、公務員としての身分を有するものではなく、委嘱により何らかの権限を持つものではない。

(活動経費)

**第11** 推進員は、ボランティアとして活動を行い、原則として報酬等は支給しない。

(推進員名簿の提供)

**第12** 知事は、推進員の氏名その他必要な事項について推進員名簿を作成し、法の目的の範囲内において、県行政組織の長、市町村長、センター長及び第8に規定する地区代表者の求めに応じ、推進員名簿の写しを提供できるものとする。

(推進員への情報提供等)

**第13** 知事は、推進員が適切な活動を行うために必要な情報提供及び研修等を実施するものとする。

(制度の維持等)

**第14** 知事は、市町村長及びセンター長と連携して本制度の維持、発展に努めるものとする。

(その他)

**第15** この要綱で定めるもののほか、推進員の公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 27 日から施行し、改正後の第 2 (1) の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第8関係）

中部地区	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
西部地区	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻地区	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田地区	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
東部地区	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

住所等変更届

群馬県知事 様

推進員氏名 印

下記のとおり変更になりましたのでご報告します。

記

変更前	
変更後	
変更理由	
変更年月日	